

## 品目登録制度に関するQ&A

### <品目登録制度関係>

問1 品目登録制度は、輸入が1回となっても利用できますか。

答 輸入届出に先立ち、事前に品目登録が行われていれば利用可能です。

問2 品目登録要請書の要請者は、会社の代表者(社長)である必要がありますか。

答 輸入届出は、会社の代表者から委任状があれば代表者によらず輸入届出を行うことが可能です。品目登録は輸入届出に先立つ届出事項の登録であり、同様に、代表者から品目登録の要請に関する委任状があれば、代表者によらず要請することは可能です。

問3 品目登録が利用できる検疫所は、品目登録を行った検疫所のみですか。

答 全国の検疫所で利用可能です。

問4 同一製造者、原材料、色の容器で、形状のみが異なる場合、1つの形状について試験成績書を作成し、他の形状について当該試験成績書により品目登録することは可能ですか。

答 製造メーカー等より、形状のみが異なることについて説明書が提出されれば、品目登録は可能です。

問5 平成20年7月31日以前に、輸入届出を行わない食品等で実施された試験成績書でも、品目登録に用いることができますか。

答 原則できません。ただし、今般の品目登録に用いることができる試験成績書に示す条件を補完できる場合、個別に検討するのでその際は検疫所に相談をお願いします。

問6 輸入者Aが行った品目登録を、輸入者Bが輸入する際に利用することはできますか。

答 品目登録は輸入者単位で行うため、他の輸入者の品目登録番号を使用することはできません。

問7 品目登録された試験成績書内容に変更が生じた場合、登録の変更となるのか又は、再度、新規登録を行うのですか。

答 まず、変更が生じた理由や変更内容を検疫所に説明することが必要です。その上で、検疫所が対応を判断することとなります。

問8 品目登録制度を用いて同一製品を反復輸入する場合、同一製品であることの証明を検疫所から求められることはありますか。

答 必要があると認めた場合は求めることとなります。

問9 品目登録を行った後、いつまでに輸入しなくてはならないという期間の制限はありますか。

答 ありません。ただし、登録有効期間を越える場合は、再度、品目登録が必要です。

問10 品目登録の有効期間は1年間ですか。

答 器具、容器包装並びにおもちゃについては、その製造者、材質、着色料、製造方法等が当初の品目登録の製品と変更がない限り、有効期間は限定されません。また、食品のうち、ワイン等同一原材料により同一時に、同一製造所で製造されたものも同様です。それ以外については、1年間です。

<輸入届出を行わない食品による試験成績書の作成関係>

問11 国際宅配業者が、食品テロ防止や税関への届出の目的で開封した場合、未開封の検体として取り扱うことは可能ですか。

答 正当な理由があることが、国際宅配業者より明示されれば未開封として取り扱うことは可能です。

問12 検体送付に国際宅配便を利用した場合、そのインボイスは品目登録の資料として使用可能ですか。

答 使用可能です。なお、国際スピード郵便(EMS)の場合も同様です。

問13 製造者等が作成する書類について、通知には「原材料、材質、製造方法(検体が加工食品の場合に限る)を証する書類」とありますが、これは公的な証明が必要ということですか。または製造者のサインが必要ということですか。

答 公的な証明を求めているものではなく、製造者等が証明することを示したものです。なお、必ずしもサインは必要ありません。

問14 製造者等が作成する書類について、通知には「検体を特定する名称、品番、JANコード、製造者名等」、「検体を特定するカタログ、写真等」とありますが、例えば、JANコードやカタログは必ず必要ですか。

答 これらの資料は、検体を特定するために必要なものであり、製造者等が添付することが原則です。JANコードやカタログが存在しない場合は、品番や写真等、代替可能な資料を添付することが必要です。

問15 「検体を特定するカタログ、写真等」は、デジタルカメラで撮影した写真を普通のコピー用紙に印刷したもので構いませんか。アングルについて注意点はありますか。

答 検体の形状、色等の外観情報から検体を特定することが目的であり、写真の出力方法は問いません。また、アングルについては、上記の目的を満たすことが必要です。

問16 製造者等が作成する書類について、1アイテムの情報だけではなく複数アイテムの情報(品名、品番、原材料等)を併記していても構わないですか。

答 アイテム毎に情報が整理されていれば構いません。

問17 書類は製造者等が作成するものとなっていますが、製造者の規模が小さい場合、輸出者が資料を作成して検体とともに送付することは可能ですか。

答 作成又は送付者は必ずしも製造者でなく、輸出者でも可能です。ただし、輸出者が送付す

る場合、InvoiceないしはB/L等で製造者が確認できることが必要です。

問18 書類に不備があった場合、輸出者等が登録検査機関に直接追加送付することは可能ですか。また、輸入者(検査申請者)が代行して提出することは可能ですか。

答 不備の書類を輸出者等が登録検査機関に直接送付することは可能です(問17も参照)。また、検体と資料との関連が明示されていれば、輸入者が代行することも可能です。

問19 不備の書類は、製造者等から登録検査機関にE-mailで送付することは可能ですか。

答 E-Mailによる送信では、送信者が製造者等であることを特定できないため、認められません。

問20 試験成績書の「検体採取者」欄については、検体が登録検査機関に直接送付されることから、記入は不要ですか。

答 検体採取者名は不要ですが、製造者(又は輸出者)から直接送付された旨を記述する、若しくはその旨を備考欄に記述願います。

問21 登録検査機関が試験成績書に添付する資料は、コピーも可能ですか。

答 コピーも可能です。ただし、原本照合が行われていることが必要です。

問22 品目登録を行う検体について、日本に到着後、通関を行う者が、送付された検体を登録検査機関に配達することは可能ですか。

答 未開封の検体の配達であれば可能です。

#### <その他>

問23 本年12月末までは、品目登録を目的として作成した試験成績書を用いて輸入届出することは可能ですか。

答 可能です。

#### <参考>

着払い、関税などの処理が必要なケースについては、Invoiceの「荷受人(Consignee)」欄に「通関業者」又は「輸入者」を記載し、「送付先(Sent to)」欄に「登録検査機関」を記載することで、「通関業者」又は「輸入者」が関税等を負担することが可能です。